「平成30年度 第2回 芦屋市市民マナー条例推進連絡会」概要

日		時	平成30年1	10月10日(水) 午後3時00分~午後4時00分
場		所	芦屋市役所本	广北館4階教育委員会室
出	席	者	委員	西原 美津夫 (美化推進員)
				出口 洋子(美化推進員)
				内田 匡子(美化推進員)
				支倉 巨人(美化推進員)
				中川 文子(美化推進員)
				添田 ひろみ(美化推進員)
			行政関係者	森本 真司(芦屋市市民生活部 地域経済振興課)
				濱田 真規子 (芦屋市市民生活部 管理係長)
				森 洋樹(芦屋市教育委員会 学校教育課員)
			事務局	米村 昌純(芦屋市市民生活部 環境課長)
				太田 暁弘 (芦屋市市民生活部 環境課管理係長)
事	務	局	市民生活部	環境課

今年度第 2 回の会議では、「芦屋市市民マナー条例推進計画」の改定にあたって実施した市民アンケート調査の結果等について、事務局から説明を行いました。

1. 市民生活部環境課長あいさつ

省略

2. 委員の自己紹介(前回欠席者)

省略

3. 事務連絡

特になし

4. 報告事項

- (1) 美化推進員団体ヒアリング実施報告について
 - 9/5推進計画改定にあたり美化推進員(12名参加)の団体ヒアリングを実施。
- (2) 市外から来訪者への聞取り調査実施報告について
 - 9/19阪神芦屋駅・JR芦屋駅周辺で市外から来た人100名を対象に市民アンケートを実施。「市民のマナー条例」自体は聞いたこともなかったとの回答割合が63%あったが、芦屋市民マナー条例禁止事項3つ「ポイ捨て禁止・市内の喫煙禁止区域・犬の放し飼いフンの放置」を具体的に質問したところ概ね7~8割知っていた。5年前は6~7割だった。
- (3) 市民マナー条例啓発チラシ(英語版完成) 外国人向けの市民マナー条例チラシ完成。外国人が多く利用する場所に配布する予定。
- (4) クリーン作戦・秋祭りでの啓発キャンペーンについて 台風の影響により中止。
- (5) 啓発グッズ(缶バッチ)の紹介について コミュニティ道路で使用している犬の啓発タイル5種類のデザインを活用して,エコバック等 に付けられるよう缶バッチ作製予定。
- (6) 出版社ぎょうせい発行の月刊誌「ガバナンス」について

ぎょうせいから,市民マナー条例に関する取組について取材の要望がある。 掲載されれば市民マナー条例についても周知されるかと思う。

5. 協議事項

(1)「住みよい芦屋をつくる」ポスター展市民マナー条例賞の選考について

環境施設課で募集している「住みよい芦屋をつくる」ポスター展の応募の中から今回市民マナー条例に関する作品を選出し、市民マナー条例賞を創設しました。今後も継続予定。

- ① 小学生部門:8校・153枚の応募 事務局で8作品選出3名を市民マナー条例賞
- ② 中学校部門: 2校・192枚の応募 事務局で4作品選出2名を市民マナー条例賞
- (2) 市民マナー条例推進の具体的な取組(課題)についてのご意見(資料1参照)
 - ①事業所等の民間団体との協働取組や啓発について
 - ◆啓発の機会に関すること
 - ・自治連総会・商工会総会等での市民マナー条例チラシの配布・説明
 - ◆掲載方法の工夫に関すること
 - ・コンビニ・スーパーでの啓発物の掲示
 - ・市の広報誌の外枠を使っての掲載
 - ◆新たな啓発方法に関すること
 - ・市民マナー条例を周知するための勉強会(事業所向け)
 - ・親、学校と協働した子ども向けの説明会
 - ・地域で子どもも新聞を作製して市民マナー条例に関する内容を掲載
 - ・事業所の方でスタンプカードを用意してもらい、違反行為を見つけたら写真を持って行 きスタンプを貯め、割引等の特典をつける。
 - ・たばこを販売している商店で携帯灰皿(啓発文言入り)を配布してもらう。
 - ・コンビニ等のゴミ箱が溢れていることが多いので、早めに回収してもらうよう指導する。
 - ②子どもに向けた啓発等について
 - ・市民マナー条例に関する内容を教材に掲載
 - ・お祭りでの啓発グッズの配布や説明
 - ・市の職員から何かレクチャー出来る様な講習会の場を設ける。
 - ・環境ポスター募集を継続する
 - ・絵が苦手な子もいるので、ぬり絵的な物を用意してコンテストをする。
 - ・美化推進員にご協力いただき、キャンペーンの際に子どもにも参加してもらう。
 - ③市民マナー条例の向上に寄与した団体・個人への感謝状の贈呈について
 - ・各自治会から美化推進員に出ていただいているので、個人だけではなく自治会等の団体へも 感謝状を贈呈する。

6. 今後のスケジュール

第3回の開催予定(翌年2月)

現行の市民マナー条例推進計画の総まとめ・5年間の報告。

7. その他

特になし。

8. 閉会